

機能強化加算に係る院内掲示

当院は「かかりつけ医」として次のような取組みを行っています

○受診している他の医療機関や処方されているお薬を伺い、必要な薬の管理を行います。

○必要に応じ専門の医師・医療機関をご紹介します。

○健康診断の結果に関する相談など、健康管理に関する相談に応じます。

○保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。

○夜間・休日の問い合わせにも可能な限り対応しています。

(連絡先は当院にお問い合わせください。)

※厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」のページで、かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。

[医療機能情報提供制度\(医療情報ネット\)について](#) | [厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)
[とちぎ医療情報ネット \(tochigi.lg.jp\)](#)

